令和７年７月１日

公明党　参議院政策審議会長

参議院議員　秋野公造　殿

元暴力団を称する者から個人情報を約３００万人に暴露され、民間人からただちに自殺者が出る危険性が否定できない事案において、プラットフォーマーに対し、ドキシング（Doxing）による重大インシデントとして省庁から調査報告を求める緊急要望

インターネットの普及は、利便性の向上と同時に弊害も顕著となっており、ネット空間の健全化は急務です。SNSを含む大規模プラットフォームは、テレビや出版と同様、閲覧者に表示する広告などから収益を上げる仕組みとなっています。仮に、投稿内容が虚偽の事実の公表、誹謗中傷、脅迫、あるいは誤情報であったとしても、プラットフォーム側には広告収入という利益が生じる構造となっているのです。

攻撃的な発信者による言説が集中する中で、命を失った地方議員、公務員がいたという事実は、極めて深刻な問題です。このような状況下にありながら、政党要件を満たす公党の党首および事務総長らが、SNS上において公人ではない匿名の民間人の氏名を暴露する投稿を行い、また引用によってその情報を拡散したという事案が発生しました。発端は、自らを指定暴力団の元組長と称し、当該政党の支持者であると公言する人物が、当該民間人に対して発信者情報開示請求を行い、その結果得られた氏名とハンドルネームを結び付けてX（旧Twitter）に投稿したことにあります。

この投稿に対し多数のユーザーが法令違反を指摘するとともに運営会社に通報しましたが、当該投稿は本日（令和7年6月16日）現在、290万の表示回数を記録し、いまだ公開状態にあります。これに加え、当該投稿に刺激を受けた複数のユーザーにより、当該民間人の家族構成を明らかにする投稿、子弟の通学先を暴くよう教唆する投稿、さらに勤務先企業名やその住所、電話番号を記載するコメントなどが投稿され続けています。

情報流通プラットフォーム対処法第7条においては、発信者情報の開示を受けた者に対し、「当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない」とする義務規定が存在します。しかしながら、同条には罰則が設けられておらず、実効性に乏しい現実があります。

暴露された個人情報はGoogleが保有していたものです。旧プロ責法に基づく発信者情報開示命令に基づくもので、Googleは異議訴訟まで行い一年近くに渡り争っておりました。他社が保管していた個人情報がその他のプラットフォーマーで暴露され、制定された法律が機能しておらず、新たな自殺者が出る危険性を指摘します。あわせて同種の攻撃的発信者らは、有料会員のみが視聴できる動画サイトで、実名などをあげつつ誹謗中傷を行い多数に配信し収益を得ている実態が継続しています。このような収益構造を踏まえ、ただちに「自殺の危険性が否定できない」案件として、我が国の国民の命を守るために緊急の対応をお願いします。

要望事項

1. プラットフォーマーを横断してのドキシング（Doxing）事案として、重大インシデントであるとの認識のもと、調査を行い報告するよう求めること。
2. 元職として、具体的な暴力団の名を冠した個人情報暴露事案について、必要と思われる即応性ある具体的な施策を講じるよう求めること。
3. 各プラットフォーマーを横断しての本事案に対し、どのような対応をしたのか省庁ならびに各運営会社に本件に関する具体的な是正策を報告させること。

氏名）　行橋市議会議員　小　坪　　慎　也

住所）　〒824-0055福岡県行橋市今井３７１３－１